

大和市役所からのお知らせ (平成29年11月)

下鶴間地区の一部の町名町割り案を公表

市では、下鶴間地区の一部に住居表示を実施するため、平成29年12月1日(金)より町名町割り案を公表します。ちょうめいまちわ(裏面参照)

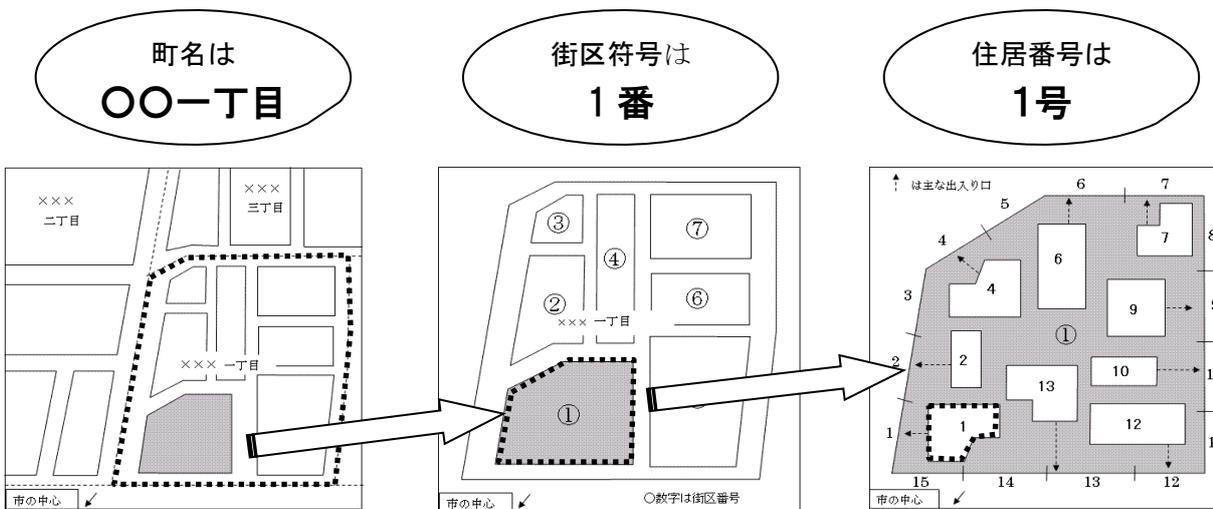
この案に異議がある場合は、案の変更請求をすることができます。
(右頁参照)

◎住居表示とは・・・

住所の表し方を土地の番号である地番の使用に替えて、建物に対して一定の基準で新しい番号をつけて住所を分かりやすくするものです。

(例) 下鶴間1450番地 → 中央林間九丁目1番1号

(略称) 中央林間9-1-1



■実施に向けたこれまでの検討経過 (概要)

- H27年8月 地元2自治会にて「内山地区住居表示検討委員会」を設立
- H27年11月 検討委員会がアンケートを実施
- H28年5月 検討委員会が住居表示実施について意見を聞く会を開催
- H28年11月 検討委員会が市へ住居表示に関する要望書を提出
- H29年6月 市素案の周知及び素案説明会開催
- H29年8月 第1回大和市町界町名審議会
- H29年11月 第2回大和市町界町名審議会 (諮問・答申)

■案に対する変更請求について

○請求ができる人

平成29年12月1日(金)現在、案の実施区域内に住所があり、市議会議員及び市長の選挙権がある人(50人以上)

○請求方法

平成29年12月1日(金)から平成30年1月4日(木)までに任意の書式に下記の事項を明記し、直接または郵送(必着)で大和市役所街づくり計画課へ提出して下さい。

- ・ 50人以上の住所、生年月日、署名、押印
- ・ 請求内容および理由(おおむね千字以内、ほかに図画2枚以内を添付可)

■今後の予定

H29年12月1日～H30年1月4日 町名町割り案の公示

H30年2月 市議会へ上程⇒「中央林間六～九丁目」の町名が決定します。

H30年4月～ 新住所付定作業⇒市の委託業者が現地調査を行います。

H30年8月頃 新住所の告示・通知

⇒新住所(○番○号まで)が決定し、皆さまへ通知します。

H30年9月頃 住所変更手続き相談会

⇒手続きの不明点等について相談を受けます。(主なものは冊子にして配布します。)

H30年10月9日(火) 住居表示実施⇒新しい住所が施行されます。

<お問い合わせ先>

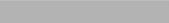
〒242-8601

大和市下鶴間1-1-1 大和市役所 街づくり計画課

電話：260-5443

HP：<http://www.city.yamato.lg.jp/web/shinsa/jukyoannokouji.html>

住居表示実施 町名町割り案

凡 例	
	新 町 界
	新 町 名
	中央林間六丁目 (既存)

実施区域は新町界に囲まれた区域です。
(既存の中央林間六丁目を除く)

